

第1章 職業紹介の意義と労働力需給調整システム

1 職業紹介とは

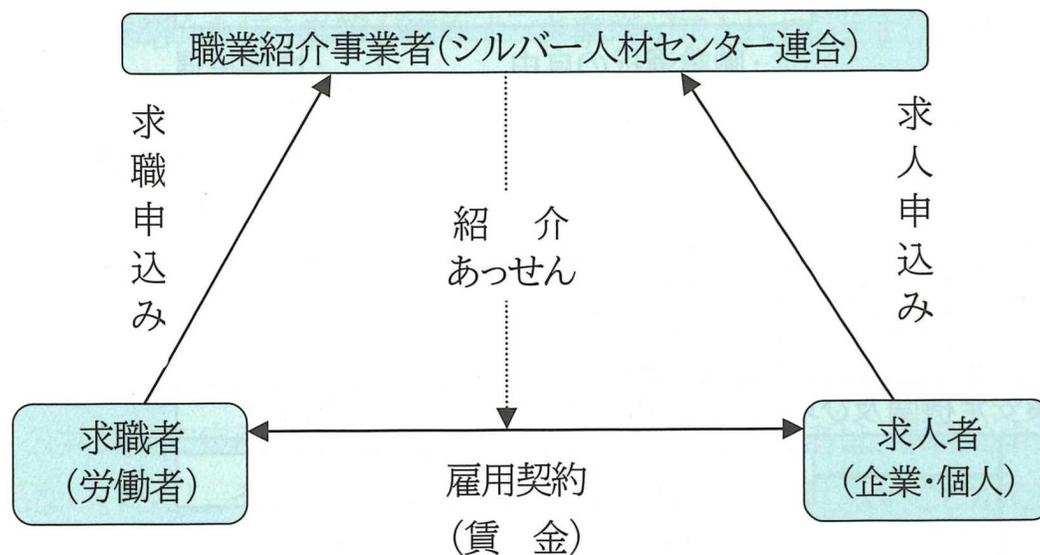
まず、「職業紹介とは何か」について考えていきましょう。そして、国の労働力需給システム全体との比較もしていきます。

(1) 職業紹介の定義(安定法第4条)

職業紹介とは、職業安定法において、「①求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における③雇用関係の成立を④あっせんすることをいう」と定義されています。

この場合の用語の意味は次のとおりです。

- ① 「求人」とは、報酬を支払って、自己のために他人の労働力の提供を求めることをいいます。
- ② 「求職」とは、報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいいます。
- ③ 「雇用関係」とは、報酬を支払って労働力を利用する使用者(企業・個人)と労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係をいいます。
- ④ 「あっせん」とは、求職者と求人者との間を取り持って、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話することをいいます。



したがって、職業紹介事業者は、求職者と求人者の間に雇用関係が成立すること(=就職すること)の紹介あっせんを行うということになります。

その結果、雇用関係が、求職者(労働者)と求人者(企業・個人)の間に成立します。

POINT 職業紹介と労働者派遣事業の違い

「職業紹介」とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること」です。

「労働者派遣事業」とは、自社(派遣元)で雇用する労働者を他社(派遣先)に派遣し、その他社の指揮命令下で、その他社のために働かせる事業をいいますが、この際に派遣先である他社と自社の労働者との間には雇用関係は結びません。

2 職業安定法の概要

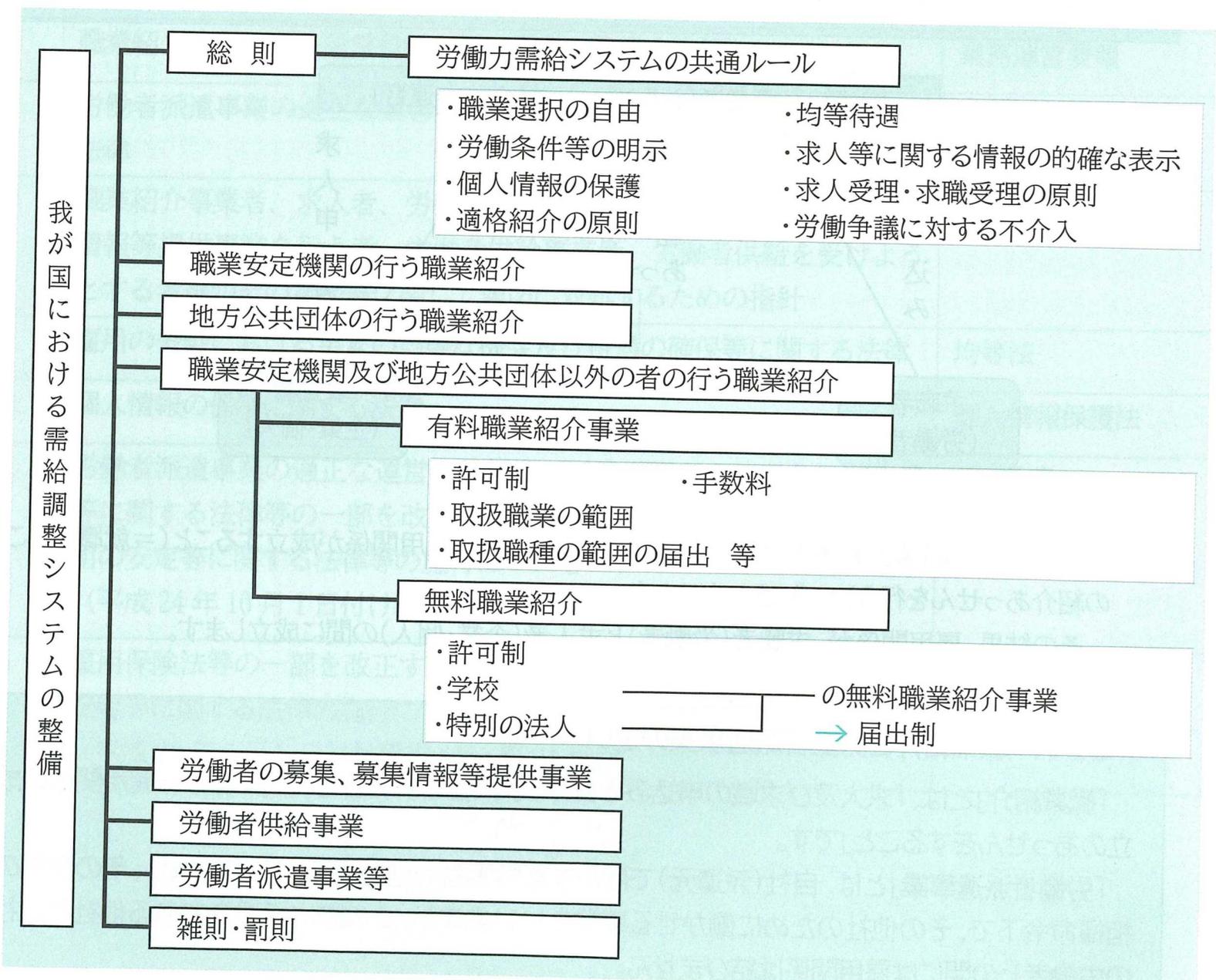
(1) 法律の目的(第1条)

この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(旧雇用対策法)と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

職業安定法は昭和22年に制定された職業紹介に関する基本法で、憲法に規定する勤労権を保障するため、各人の能力に適合する職業に就く機会を与え、同時に産業に必要な労働力を充足することにより、職業の安定を図り、経済社会の発展に寄与することを目的としています。

また、この法律に基づき、国のセーフティネットとしての公共職業安定所(ハローワーク)が設置され、また、民間事業者等による職業紹介・職業指導・労働者供給事業・労働者派遣事業等を規定しています。

(2) 法律の構成



(3) 主な内容

① 労働力需給システムにかかわる共通のルール

職業紹介等にかかわる共通のルールとして次のものが定められています。

ア 職業選択の自由

憲法22条を受けて、職業選択の自由が規定されています。

イ 均等待遇

何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介等について、差別的取扱いを受けることがないこととされています(法3条)。

ウ 労働条件等の明示

職業紹介を行う者及び労働者の募集を行う者等は求職者等に対して、求人者は職業紹介等を行う者に対して労働条件等を明示しなければなりません。

また、求人者及び労働者を募集する者等は明示された内容の変更等行う場合にはこれを明示しなければなりません。

労働条件等の明示の方法については、業務内容・賃金・労働時間等省令で定める基本的な事項については書面で明示しなければならないこととされています(法5条の3)。

エ 個人情報の取扱い

求職者等の個人情報をその業務の目的の達成の範囲内で収集・保管・使用しなければならないことその他の職業紹介を行う者等が遵守すべき事項が示されています(法5条の4)。

オ 求人・求職受理の原則

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければなりません。ただし、①内容が法令に違反する申込み、②労働条件が著しく不適當な申込み、③労働法令の違反で処分等を受けた求人者からの申込み、④求人条件の明示が行われない申込み、⑤暴力団員等からの申込み、⑥正当な理由なく紹介事業者等からの①～⑤に該当するかどうかの報告の求めに応じない申込みの場合は受理しないことができます(法5条の5)。

また、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その内容が法令に違反する場合は受理しないことができます(法5条の6)。

カ 適格紹介の原則

求職者に対してはその能力に適合する職業を、求人者に対してはその雇用条件に適合する職者を紹介するよう努めなければなりません(法5条の7)。

キ 労働争議に対する不介入

公共職業安定所、特定地方公共団体、民営職業紹介事業者等は、争議中の事業所について、職業紹介、労働者募集を禁止されています(法20条、29条の8、34条、42条の2)。

POINT 争議中の事業場には職業紹介してはいけません

最近あまりストライキという言葉が聞かなくなってきましたが全くなくなったわけではありません。つい何年か前に東京の大手百貨店でもストライキがあったのを記憶されている方もいらっしゃるでしょう。さて、このストライキが行われている事業場に人手が足りないということで事業所から依頼があっても職業紹介はできません。中立の立場を守らなければならないからです。